

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課 障害福祉課(公の施設管理)
監査実施日	平成29年10月23日、24日 12月1日
事業の概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。 (1) 第一種社会福祉事業 養護老人ホーム、児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、障害福祉サービス事業、聴覚障害者情報提供施設、老人居宅介護等事業、相談支援事業の経営
財政的援助等の内容	【出資金】(出資率 99.1%) ＜公の施設管理＞ 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 13,300,000円 指定管理料(平成28年度) 33,929,000円
監査の結果	【指摘事項】 前回の監査において、平成25年度の監査で指導事項とした、経理規程施行細則第41条に規定された物品等の検収時の処理(検収年月日、職氏名の記名、押印)が行われていなかったことについて、未改善であったことから、指摘事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「今後、検収時における記載事項及び押印について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。」と回答があったが、今回の監査においても、同様の事案が認められ、改善が図られていなかった。 (本部事務局) (はまなし寮) [指導事項] 1 経理規程施行細則第13条では「契約担当者は契約その他支出の原因となる行為をしようとするときは、支出負担行為により決裁を受けなければならない。」と定められているが、保険への加入について、保険期間終了後に決裁を受けていた。また、支出負担行為について決裁を受けるべきところを、物品購入要求書により決裁を受けていた。(きぼうの家) 2 廃棄物処理委託契約において、予定価格が100万円を超えていたため、競争入札による契約を行うべきところ、単年度の支出限度額が100万円以下であったことから、2者の見解合わせによる随意契約が行われていた。(もえぎ寮) 3 平成29年3月分職員食事代(利用者等外給食収益)が未収金に計上されていなかった。(豊寿荘) 4 サテライト札幌店の売店における食品類の販売は、法人税法上の収益事業に該当するが、収益事業開始の届出及び収益事業の税務申告が行われていなかった。(本部事務局) 5 経理規程第29条に「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。」と定められているが、毎日の照合及び報告が行われていなかった。(本部事務局) (はまなし寮) 6 物品購入要求書について、会計責任者の決裁印が押印されていないものがあった。(本部事務局) 7 棚卸資産である給食用材料(非常用食品)について、平成28年度中に購入した分の金額が期末残高に正しく反映されておらず、貸借対照表上の計上金額が相違していた。また、経理規程第43条第2項及び計算書類に対する注記に「棚卸資産は最終仕入原価法に基づく原価法により評価する。」と定められているが、購入した際の個別の取得価額で評価されており、評価方法が相違していた。(はまなし寮) ＜注意事項＞2件

意見	今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、指摘事項については、直近2回の監査において強く改善を促してきた物品納入時における検収確認に関するもので、監査結果に対する措置状況のとおりに改善策が徹底されていれば再発を防げたものである。これまでの監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、遺憾である。指摘事項となった事案は、過去に問題となった施設とは別の施設において認められたものであるが、事業団全体の問題として受け止めていただき、本邦が統一的に指導することにより、組織として事務処理の適正化に努められたい。
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	平成29年10月10日、11日 11月29日
事業の概要	山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。 (1) 医療を提供すること (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと (4) 医療に関する地域への支援を行うこと (5) 災害時における医療救護を行うこと (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内容	【出資金】(出資率 100.0%) 【補助金】 山梨県トヨタヘリ運用事業費補助金 243,220,940円 山梨県トヨタヘルシオ研究事業費補助金 229,790,000円 医療施設運動環境改善設備整備事業費補助金 39,970,000円 山梨県ケムム解析・研究事業費補助金 20,000,000円 がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金 11,823,000円 感染症指定医療機関運営事業費補助金 5,427,000円 分俸手当等支給事業補助金 3,904,000円 救急搬送受入支援事業費補助金 3,541,000円 山梨県 NICU 入院児退院支援コーナー事業費補助金 1,540,000円 新人看護職員卒後研修事業費補助金 1,175,000円 周産期母子医療センター運営事業補助金 724,000円 県立病院機構施設整備等資金貸付金 917,000,000円 山梨県立病院機構運営費負担金 3,688,414,000円 エクス中核拠点病院事業費負担金 203,729円
監査の結果	【指摘事項】 前回監査において、契約書に、契約保証金の免除及び違約金に関する事項の記載がない等不備があったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、契約書の記載の次のとおり不備が認められ、前回の指導事項が改善されていなかった。 (1) 産業廃棄物収集運搬業務委託契約書及び産業廃棄物処分業務委託契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなく、また、単独契約であるため予定数量を記載する必要があったが、記載されていなかった。 (2) 山梨県立病院看護師募集案内ツール制作業務委託契約書に、契約代金の支払方法及び違約金に関する事項が記載されていなかった。 (3) 財務会計システム運用保守業務契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項が記載されていなかった。

監査の結果	<p>【指導事項】</p> <p>1 平成27年度末棚卸資産の修正として20,891,603円が、その発生原因が不明のまま、損益計算書の臨時利益の過年度損益修正益に計上されていた。なお、監査日現在に至っても、棚卸資産の修正の発生原因が明らかにされていなかった。</p> <p>2 平成28年度の決算報告書において、予算額の一部に記載誤りがあった。また、平成28年度に予算の変更を行っていたが、予算差引簿の予算額が変更後の予算額ではなく、当初の予算額のままだになっていた。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央病院 医業未収金 211,752,618円 ・北病院 医業未収金 16,373,938円 <p style="text-align: right;">228,126,556円</p> <p><注意事項>4件</p>
意見	<p>1 高齢化の進展など医療を取り巻く環境の変化と多様化する医療ニーズへの的確な対応が求められる中、病院機構におかれましては、引き続き、救命救急、周産期母子医療、精神科救急等の機能を担う急性期医療の基幹病院として政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、県が示した第2期中期目標（平成27年度～平成31年度）の達成に向け、県民に信頼される質の高い医療の提供と経営基盤の安定化に著実に取り組まれない。</p> <p>また、中央病院における薬剤紛失事案については、薬剤部の入室制限などの再発防止策を定めた改善計画を着実に実施し、二度と県民の信頼を真切り不安を抱かせることのないよう、薬剤管理の強化に努められた。</p> <p>2 過去に病院機構を割愛退職して県に採用された元機構職員の退職金については、負担のルールが不明確であったため、県へ転籍した時点で、在籍時に引き当てた退職給付引当金を取り崩していたが、県と協議した結果、機構に在籍していた期間に相当する額を支払うこととなり、平成28年度決算において、該当職員4人の退職手当に要する経費(84,863,471円)が臨時損失として損益計算書に計上された。</p> <p>多額の臨時損失は、機構の安定的な経営を阻害する要因となることから、今後、このような多額の臨時損失が生じることのないよう、将来的に負担が想定される経費について県と協議を行い、負担方法を取り決められた。</p> <p>3 現在、有形固定資産の減価償却については、取得価額から100分の10に相当する額を控除した価額に定額法の償却率を乗じて算出している。また、既に耐用年数を経過した償却終了後の有形固定資産の残存価額については、取得価額の5%と見積もり、その帳簿価額の総額は約3億4,900万円となっている。</p> <p>しかし、償却終了後の帳簿価額を5%として会計上の見積りを行う方法は、その時点での資産価値の実態を反映しているとは言えないため、前回監査において、残存価額を備忘価額(1円)とすることを検討された旨意見を述べた。</p> <p>病院機構が採用している会計上の見積り方法も制度的に認められたものではあるが、医療機器は高額なものが多くことから、処分の際に多額の除却損が発生するおそれがあり、決算への影響も懸念される。</p> <p>ついては、資産価値を適切に評価して経営実態を反映させることにより、病院機構の経営状態がより明確となることから、有形固定資産の残存価額の取扱いについて、改めて検討された。</p>

事業の概要	<p>(1) 国際交流の推進に関すること</p> <p>(2) 国際協力の推進に関すること</p> <p>(3) 多文化共生の推進に関すること</p> <p>(4) 海外山梨県人会との連携に関すること</p> <p>(5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関すること</p> <p>(6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに受託事務に関すること</p> <p>(7) その他協会等の目的を達成するために必要な事業の推進に関すること</p>
財政的援助等の内容	<p>【出捐金】(出捐率78.7%)</p> <p>【補助金】公益財団法人山梨県国際交流協会事業費補助金</p> <p><公の施設管理> 山梨県立国際交流センター</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料(平成28年度) 200,100,000円</p> <p>700,000円</p>
監査の結果	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【指導事項】</p> <p>1 基本協定書第27条に規定されている事業報告書が提出されていなかった。</p> <p>2 非常勤嘱託職員の勤務体制の変更に伴い、特別報酬の額を変更していたが、支給の根拠となる非常勤嘱託取扱要綱が改正されていなかった。</p> <p>3 退職給付引当金の算定の基礎となる自己都合退職の場合の退職手当の計算方法が、協会の職員退職手当規程に定められた計算方法と相違していた。</p> <p><注意事項>なし</p>
事業の概要	<p>山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝</p> <p>(2) 子牛の生産、育成振興事業</p> <p>(3) 動物のふれあい、事業に関する事業</p> <p>(4) 公共育成牧場の業務受託事業</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	<p>【出捐金】(出捐率100.0%)</p> <p><公の施設管理> 山梨県立八ヶ岳牧場</p> <p>指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日</p> <p>指定管理料(平成28年度) 190,186,000円</p> <p>山梨県立まきば公園</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料(平成28年度) 17,379,000円</p>
監査の結果	<p>【指摘事項】なし</p> <p>【指導事項】</p> <p>1 契約書において、財務規程第15条に規定されている違約金に関する事項の記載がないものがあった。</p> <p>2 事前に利用が予定されていた高速道路料金について、財務規程では資金前渡により支払われるべきところ、立替払により支払われていた。このため、現金出納帳において、現金残高がマイナスで記載されている箇所があった。</p> <p><注意事項>なし</p>
監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	観光部 国際観光交流課
監査実施日	平成29年10月6日
事業の概要	<p>山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝</p> <p>(2) 子牛の生産、育成振興事業</p> <p>(3) 動物のふれあい、事業に関する事業</p> <p>(4) 公共育成牧場の業務受託事業</p> <p>(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	<p>【出捐金】(出捐率100.0%)</p> <p><公の施設管理> 山梨県立八ヶ岳牧場</p> <p>指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日</p> <p>指定管理料(平成28年度) 190,186,000円</p> <p>山梨県立まきば公園</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料(平成28年度) 17,379,000円</p>
監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	観光部 国際観光交流課
監査実施日	平成29年9月5日
事業の概要	<p>県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。</p>

監査対象団体 課 事業の概要	公益財団法人 山梨県農業振興公社 農政部 農業技術課 担い手・農地対策室 平成29年10月5日 本県農業・農村の持続的発展のため、農業経営の基盤強化、農地の有効利用、将来を担う優れた農業者の確保育成、農産物のブランド化等による産地育成、その他地域農業構造の改善及び農業・農村の活性化、土地改良事業等の業務受託等の事業を行い、もって果土の利用と整備・保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 (1) 農業経営の基盤強化と農地の有効利用に関する事業であって、次に掲げるもの 農地中間管理に関する事業 農地売買等に関する事業 農用地等の整備に関する事業 農業構造の改善及び農村環境の整備並びに農村の活性化等に関する事業 土地改良事業及び耕作放棄地再生活用事業等の業務受託に関する事業 (2) 将来を担う優れた農業者の育成・確保に関する事業であって、次に掲げるもの 青年農業者等担い手の確保育成に関する事業 就農希望者に対する就農相談活動に関する事業 就農支援金の貸付等に関する事業 (3) 農産物のブランド化等による産地育成に関する事業であって、次に掲げるもの 果農作物奨励品種等の種苗の増殖、供給に関する事業 (4) 農業・農村の活性化に関する調査等の受託に関する事業であって、次に掲げるもの 中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業 (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	[出資金] (出捐率 68.6%) [補助金] 農地中間管理機構専業推進費補助金 451,500,000円 機轉借受農地整備事業費補助金 51,801,714円 就農支援センター事業費補助金 10,170,360円 [貸付金] 農地保有合理化促進事業資金貸付金 7,178,572円 [損失補償] 農地保有合理化促進事業 144,793,000円 149,446,021円
監査の結果	[指摘事項] 前回監査において、満期保有目的の債券のうち第139回長期国債について、計算誤りにより帳簿価額が過少計上となっていたことから、指導事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「再度、有価証券整備簿を精査し、償却原価法の計算方法を正しいものに訂正を行った。」と回答があったが、今回の監査においても、一部の長期国債の帳簿価額に償却原価法(定額法)の計算誤りがあった。 〔指導事項〕 1 職員の給与に関する規程第6条において、「職員の給料の支給については、山梨県一般職の職員の列による。」と定められているが、傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。 2 時価評価していた有価証券について、平成28年度決算において評価方法を変更し償却原価法により評価していたが、重要な会計方針の変更の注記がされていなかった。 ＜注意事項＞なし

事業の概要	(2) 宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡 (3) 以上の範囲内での受託業務 [出資金] (出資率 100.0%) [補助金] 住宅供給公社債務処理対策補助金 10,000,000円 高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金 240,000,000円 [負担金] 住宅供給公社職員共済組合費負担金 11,326,000円 [貸付金] 住宅供給公社債務処理対策貸付金 2,188,967円 [損失補償] 住宅供給公社事業 6,876,232,000円 ＜公の施設管理＞ 山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 9,148,013,713円 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料 (平成28年度) 15,818,633円
監査の結果	[指導事項] なし 〔指導事項〕 次のとおり、長期未収金があった。(決算日現在) 事業未収金(一般賃貸住宅管理事業未収金) 5,791,918円 その他未収金(貸借勘定関連未収金) 13,713,316円 ＜注意事項＞2件
財政的援助等の内 容	[出資金] (出捐率 89.7%) [補助金] 公益財団法人山梨県体育協会事業費補助金 421,407,000円 ＜公の施設管理＞ 山梨県小瀬スポーツ公園 171,345,467円 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成28年度) 435,076,000円 山梨県富士北麓公園 79,479,000円 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成28年度) 79,479,000円 山梨県緑が丘スポーツ公園 74,758,000円 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 指定管理料 (平成28年度) 74,758,000円 山梨県立八ヶ岳スケートセンター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日
監査対象団体 課 事業の概要	公益財団法人 山梨県体育協会 教育庁 スポーツ健康課 県土整備部 都市計画課 (公の施設管理) 平成29年9月20日、21日 12月21日
財政的援助等の内 容	山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。 (1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること (7) スポーツ少年団を育成すること (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること (9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること (11) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと

財政的援助等の内容	指定管理料（平成28年度） 山梨県立八代射撃場 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料（平成28年度）	51,144,000円 5,522,000円
監査の結果	<p>【指摘事項】なし 【指導事項】なし</p> <p>1 6月支給の期末・勤労手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月分であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。また、賞与引当金に対する社会保険料についても、未払費用として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p> <p>2 法人税法上、収益事業の退職給付引当金を計上しているが、収益事業の退職給付引当金を法人会計で一元管理するとして法人税別表4で全額を認容減算している。当該収益事業の職員は、退職しておらず退職金も支給していないことから、法人税法上は損金に算入するのは誤りであり、結果的に未払法人税等が過少に計上されていた。</p> <p>3 「桜まつり」開催に係る委託の一部経費について、委託業務が終了していないにもかかわらず、未払金に計上されていた。（小瀬スボーツ公園）</p> <p>4 県からの事業費補助金の補助対象事業のうち、「クレーン射撃競技練習場確保事業費補助金」において、実績報告書に添付する書類として、同補助金交付要綱第8条に定められた監査報告書が、添付されていなかった。</p> <p><注意事項> 5件</p>	
意見	<p>体育協会では、将来の退職金の支払いに備え、退職給付引当金として、期末自己都合退職者支給額から中小企業退職共済積立金を控除した額を計上するとともに、勤続25年以上で定年退職した場合に退職金支給率が増加することから、その所要額として、普通預金で別途管理している。</p> <p>体育協会が採用している退職給付引当金の会計処理（簡便法）も、退職給付引当金を原則的な方法により算定した場合の差額に重要性が乏しい公益法人においては認められているが、将来の退職金の支払いに備え、普通預金で別途管理しているのであれば、実態に合わせて、一元的に退職給付引当金に計上することを検討されたい。</p>	
監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	平成29年8月31日 9月22日	
事業の概要	馬事技術の普及奨励と優良乗用馬の育成供給等を行い、もって乗馬及び富産の振興に寄与することを目的とする。	
財政的援助等の内容	<p>(1) 馬事技術普及奨励事業</p> <p>(2) 優良乗用馬育成供給事業</p> <p>(3) 乗馬振興事業</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>【出資金】（出捐率40.0%） 400,000円</p> <p>【補助金】 馬術競技等誘致促進事業費補助金 44,646,660円</p> <p>馬術競技場管理費補助金（管理運営費） 3,213,000円</p>	
監査の結果	<p>【指摘事項】なし 【指導事項】なし <注意事項> 2件</p>	

監査対象団体	山梨県交通対策推進協議会	
所管部(局)課	リニア交通局 交通政策課	
監査実施日	平成29年11月22日	
財政的援助等の内容	【補助金】山梨県交通対策推進協議会補助金	10,644,705円
補助の目的	交通事故防止対策等を総合的に推進している山梨県交通対策推進協議会の運営及び事業の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	
監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会	
所管部(局)課	防災局 防災危機管理課	
監査実施日	平成29年11月21日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立防災安全センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料（平成28年度）	14,566,000円
監査の結果	<p>【指摘事項】</p> <p>消防協会は、県民の安全・安心のために消防団組織等の充実強化、消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的として組織されているにもかかわらず、消防法で6か月に1回行うことが義務付けられている消防用設備等の機器点検が、年1回しか実施されていなかった。</p> <p>【指導事項】</p> <p>基本協定書第8条に暴力団の排除について定められているが、清掃業務請負契約書及び消防設備等点検契約書において、記載すべき契約解除のための暴力団排除条項が記載されていないかった。</p> <p><注意事項> なし</p>	
監査対象団体	公益財団法人 キーエ協会	
所管部(局)課	森林環境部 みどり自然課	
監査実施日	平成29年11月14日 12月20日	
財政的援助等の内容	<公の施設管理> 山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料（平成28年度）	37,542,000円
監査の結果	<p>【指摘事項】なし 【指導事項】なし</p> <p>1 基本協定書第11条第1項において、指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理しなければならぬと定められているが、指定管理業務として実施したプログラムの材料費の収入（実費徴収）及び支出について、区分経理が行われていなかった。このため、事業報告書の管理業務に係る収支決算において、支出の「プログラム材料費」の金額に収入の「プログラム材料費」と同一の金額が記載され、実際の支出金額が記載されていないかった。</p> <p>2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、雑損失が支出に計上されていないかった。</p> <p><注意事項> なし</p>	

監査対象団体	山梨県造園建設業協同組合
所管部(局)課	森林環境部 県有林課
監査実施日	平成29年9月26日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立武田の杜保健休養林 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 41,508,000円
監査の結果	〔指摘事項〕なし 〔指導事項〕なし 健康の森遊歩道草刈業務において、次のとおり不適切な事務処理があった。 (1) 直接、外部の業者に再委託すべきところを、同一の法人内で再委託した上で、外部の業者に再々委託していた。 (2) 再委託の委託料と再々委託先に支出した金額に差額が生じていたため、事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上された委託料が、当該差額分過大となっていた。 〈注意事項〉なし

監査対象団体	株式会社 ビカ
所管部(局)課	観光部 観光資源課
監査実施日	平成29年10月19日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立富士北麓駐車場 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 30,402,000円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社 ヘイジの村
所管部(局)課	農政部 花き農水産課
監査実施日	平成29年10月25日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県立フラワーセンター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 0円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社 富士グリーンテック
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課 教育庁 スポーツ健康課
監査実施日	平成29年10月12日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 山梨県御勸使南公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 78,629,000円 山梨県立飯田野球場 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 7,503,000円
監査の結果	〔指摘事項〕なし 〔指導事項〕なし 1 ウェブサイト運用支援委託契約において、契約書の第13条に、委託契約の有効期間は契約締結日から6か月間とし、以後6か月間ごとに自動更新されると定められているが、契約締結日が契約書に記載されていなかった。(御勸使南公園)

監査の結果	2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、通動手当が人件費に計上されているにもかかわらず、その他需用費(旅費交通費)にも誤って計上されているものがあつたため、通動手当相当額が過大に計上されていた。(御勸使南公園) 〈注意事項〉1件
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監査対象団体	清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体
所管部(局)課	企業局 総務課
監査実施日	平成29年10月3日
財政的援助等の内 容	〈公の施設管理〉 丘の公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 0円 (企業局に対する納入金162,000,000円)

監査の結果	〔指摘事項〕 廃油等の産業廃棄物の処分等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面により契約を締結し委託することとされているが、契約書を作成することなく、産業廃棄物の収集運搬の許可を得た一般廃棄物処理業者に処分が依頼されていた。また、同法第12条の3により、産業廃棄物の引渡し時に交付しなければならぬ産業廃棄物管理票(マニフェスト)を、交付していなかった。 〔指導事項〕 1 経営改善計画策定支援業務委託に係る前渡金について、業務が完了しているため全額費用処理すべきであるが、前渡金に計上されていた。 2 エルプ場のコース管理業務委託料の平成28年6月分から平成29年3月分が、監査日現在未払となっていた。 3 消費税の中間納税分のうち、平成29年2月末までに納付すべき消費税が、平成29年3月末時点で未納となっていた。 〈注意事項〉なし
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成29年度 行政監査実施結果

平成29年度行政監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査のテーマと目的

- 1 監査のテーマ
マイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。

2 監査の目的

マイナンバー制度は、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の分野において利用が開始され、平成29年7月から、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携（以下「情報連携」という。）の試行運用が、平成29年11月以降、情報連携の本格運用が順次開始された。

マイナンバー制度は、行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることにより、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること等を基本理念としているが、取得したマイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、適正に管理されなければならない。

昨年度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項又は第2項に規定された個人番号利用事務を対象として監査を行い、不適切な事務処理の内容と課題を明らかにした。

今年度においては、昨年度に引き続きマイナンバー制度について、情報連携開始後の個人番号利用事務の取扱いの確認、昨年度の監査結果を踏まえたフォローアップ及び制度導入の効果の検証を行うことと併せて、番号利用法第9条第3項に規定された個人番号関係事務の取扱いの確認を行い、問題点や課題を整理することにより、適正な事務の執行及び効率的な運営の確保に資することを監査の目的とする。

- ※試行運用：平成29年7月18日以降において、情報連携による処理を行う際、従前とおりの書類の提出も求め、事務処理を並行して実施する運用
- ※個人番号利用事務：番号利用法第9条第1項及び第2項に規定された、県が保有する個人情報等を効率的に検索・管理するため、マイナンバーを利用して処理する事務（以下「利用事務」という。）
- ※個人番号関係事務：番号利用法第9条第3項に規定された、他の行政機関等において事務処理に利用するマイナンバーを、給与支払者等として県が取得し、書面等により提出する事務（以下「関係事務」という。）

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

- (1) 利用事務 平成29年12月8日から平成30年1月15日
- (2) 関係事務 平成29年4月19日から平成30年1月31日

2 監査の着眼点

(1) 利用事務

- ① 情報連携開始後の利用事務における特定個人情報の取扱い（利用等）は、適正に行われているか。
- ② 制度とその運用に関する情報提供や周知は、適切に行われているか。
- ③ マイナンバー制度導入により、県民の利便性の向上や行政運営の効率化は図られているか。

(2) 関係事務

- ① 特定個人情報の取扱い（保管等）は、適正に行われているか。

3 監査の実施方法

【利用事務】

(1) 監査対象事務

利用事務のうち、平成29年7月からの試行運用開始時点において、マイナンバーの取扱いが開始されていた次の事務を監査対象とした。（表1）

NO	事務名	所管所属	番号利用法第9条関係 別表第一対応番号及び法律等
1	地方別及び地方法人特別区に関する事務	税課課	16 地方税法その他の地方別に関する法律
2	生活保護関係事務	福祉保健課課課	15 生活保護法
3	職権発行者選考等選考課法に関する事務	国保課課課	20 職権発行者選考等選考課法
4	未納還着守り券等選考課法に関する事務	国保課課課	21 未納還着守り券等選考課法
5	職権発行者の選考に関する特別給付金支給法に関する事務	国保課課課	40 職権発行者の選考に関する特別給付金支給法
6	職権発行者特別選考法に関する事務	国保課課課	42 職権発行者特別選考法
7	職権発行者の選考に関する特別甲種年金支給法に関する事務	国保課課課	48 職権発行者の選考に関する特別甲種年金支給法
8	職権発行者の選考に関する特別給付金支給法に関する事務	国保課課課	50 職権発行者の選考に関する特別給付金支給法
9	職権発行者の選考に関する特別給付金支給法に関する事務	国保課課課	53 職権発行者の選考に関する特別給付金支給法
10	中国残留帰国入等受給付金等支給に関する事務	国保課課課	63 中国残留帰国入等の円滑な帰国の促進並びに中国残留帰国入等及び特定配偶者の互立の支援に関する法律
11	児童の自立及び保護に関する事務	子育て支援課	07 児童福祉法
12	買付の徴収及び買付前からの徴収に係る事務（児童福祉施設（自立援助ホーム）及び母子生活支援施設）及び児童に関する事務	子育て支援課	07 児童福祉法
13	児童の自立に関する事務	子育て支援課	09 児童福祉法
14	児童福祉手当の支給に関する事務	子育て支援課	37 児童福祉法
15	母子父子家族給付金貸付・債権管理事務	子育て支援課	43 母子及び父子並びに寡婦福祉法
16	母子父子家族給付金貸付等給付事務	子育て支援課	44 母子及び父子並びに寡婦福祉法
17	母子生活支援施設給付等給付事務	子育て支援課	45 母子及び父子並びに寡婦福祉法
18	障害児入所給付金等支給に関する事務	障害福祉課	07 児童福祉法
19	障害児入所給付金等支給に関する事務	障害福祉課	11 身体障害者福祉法
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	障害福祉課	14 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
21	特別児童手当て及び特別障害者手当の支給に関する事務	障害福祉課	46 特別児童手当て等の支給に関する法律
22	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	障害福祉課	47 特別児童手当て等の支給に関する法律
23	自立支援医療費（精神通院医療）の給付に関する事務	障害福祉課	84 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
24	小児慢性特定疾病医療費の支給事務	健康増進課	07 児童福祉法
25	予防接種の実施に関する事務	健康増進課	10 予防接種法
26	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事務	健康増進課	70 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
27	特定医療費の支給事務	健康増進課	98 医療の進歩に関する医療に関する法律
28	療養の給付事務	健康増進課	07 児童福祉法

29	公営住宅の管理に関する事務	建設部 住宅政策課	19 公営住宅法
30	特定優良賃貸住宅の管理に関する事務	建設部 住宅政策課	19-4 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
31	特別支援学校教育活動事務	教育庁 特別支援課	26 特別支援学校への就学奨励に関する法律
32	生活に関する外国人に対する保護に関する事務	福祉保健総務課	山梨県入国管理局及び特定個人情報の提供に関する条例
33	山梨県農業技術普及推進センターの交付に関する事務	子育て支援課	山梨県入国管理局の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
34	特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務	建設部 住宅政策課	山梨県入国管理局の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(2) 実施方法

表1に記載する事務の所管所属及び取扱所属（以下この項及び第4の1において単に「所属」という。）合計18所属に対し、行政監査調査の提出を求め書面監査を行うとともに、調査の回答を基に9所属に対して、実地監査により関係職員への質疑等を行い、状況を確認した。なお、行政監査調査については、次の法令等に基づき作成した。

- ・番号利用法（平成25年法律第27号）
- ・国の個人情報保護委員会が策定した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「ガイドライン」という。）
- ・「知事が保有する特定個人情報の保護に係る事務取扱要領」（平成28年1月1日施行）（以下「要領」という。）
- ・「マイナンバー」制度開始に伴う『個人情報利用事務』及び『個人情報関係事務』に係る特定個人情報の適正な取扱いについて（通知）」（平成27年12月3日付け私文第4118号）及び「平成28年度特定個人情報の管理の状況に係る監査の実施結果及び特定個人情報の適正な取扱いについて（通知）」（平成29年3月31日付け行管第2252号）（以下「通知」という。）

所 属	書面監査	実地監査
総務部	○	○
税務課	○	○
総合県税事務所	○	○
福祉保健総務課	○	○
国保保護課	○	○
子育て支援課	○	○
障害福祉課	○	○
健康増進課	○	○
福祉保健部	○	○
中北保健福祉事務所	○	○
中北保健福祉事務所 峡北支所	○	○
峡東保健福祉事務所	○	○
峡南保健福祉事務所	○	○
富士・東部保健福祉事務所	○	○
中央児童相談所	○	○
都留児童相談所	○	○
障害者相談所	○	○
精神保健福祉センター	○	○
具土整備部	○	○
建築住宅課住宅対策室	○	○
教育庁	○	○
高校改革・特別支援教育課	○	○
合計（所属数）	18	9

【関係事務】

(1) 監査対象事務

平成28年度に取り扱った関係事務を監査対象とした。

(2) 実施方法

定例監査の予備監査実施時に、247の関係事務の取扱所属に対し、関係職員への質疑等を行い、状況を確認した。

知事部局（137）、企業局（6）、議会事務局（1）、教育庁（59）、人事委員会事務局（1）、監査委員事務局（1）、労働委員会事務局（1）、警察本部（41）

第3 山梨県における特定個人情報保護対策

山梨県における特定個人情報保護対策の状況は、次のとおりである。

1 要領等による事務処理の実施

知事部局においては、平成28年1月に要領が施行されたが、施行に当たって、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、ガイドラインに基づいて組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を定めている。県の他機関においても、知事部局と同様の事務取扱要領等を定めている。

2 特定個人情報保護に向けた取組

(1) 組織体制

ガイドラインでは、地方公共団体等は、特定個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制を整備するとされており、知事部局及びその他の機関においては、特定個人情報の管理を総括する総括責任者を、また、特定個人情報を取り扱う所属に保護責任者を設置し、特定個人情報を適切に管理するための組織体制を整備している。

また、ガイドラインに基づいて、監査責任者を設置し、特定個人情報の管理の状況について、定期又は随時に、点検又は監査を行い、その結果を総括責任者に報告することとしている。

(2) 職員への周知状況等

- ・平成27年11月 担当者説明会を開催
- ・平成27年12月 通知により留意点を周知
- ・平成28年10月 職員ポータルによるマイナンバー制度の研修を実施
- ・平成29年3月 通知により留意点の追加を周知
- ・平成29年8月 通知により留意点の追加を周知
- ・平成29年10月 職員ポータルによるマイナンバー制度の研修を実施
- ・平成29年度 総務省が実施したeラーニングによる研修を、すべての利用事務担当者が受講

(3) 情報連携に係るセキュリティ対策

情報連携の運用に当たっては、専用端末を利用できる者を限定し、利用事務担当者ごとに取り扱う特定個人情報の範囲を限定するため、ICカードとID・パスワード

ードによるアクセス制御を行い、また、情報連携のシステムについては、インターネット環境などから遮断された状態で運用管理し、特定個人情報のデータが、外部にそのままの形で流出しないよう厳重なセキュリティ対策を講じている。

第4 監査の結果及び意見

1 利用事務における特定個人情報の取扱いについて

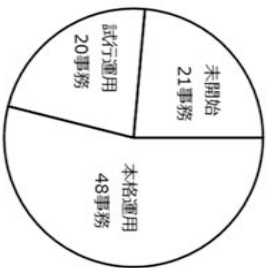
(1) 情報連携の状況

利用事務は、18所属延べ89事務で取り扱い、情報連携については、本格運用が13所属延べ48事務、試行運用が9所属延べ20事務、未開始が6所属延べ21事務であった。

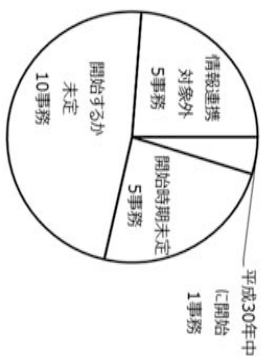
(所属数 事務数)

No	所 属	取扱利用事務数	情報連携の状況		
			本格運用	試行運用	未開始
1	税務課	1	1		
2	総合県税事務所	6			6
3	福祉保健総務課	2	2		
4	国保保護課	8	1		7
5	子育て支援課	8	7		1
6	障害福祉課	6	4		2
7	健康増進課	5	2		2
8	中北保健福祉事務所	9	6		3
9	中北保健福祉事務所峡北支所	4			3
10	峡東保健福祉事務所	6	3		3
11	峡南保健福祉事務所	11	9		2
12	富士・東部保健福祉事務所	11	6		5
13	中央児童相談所	3	3		
14	都留児童相談所	2	2		
15	障害者相談所	1			1
16	精神保健福祉センター	2			2
17	建築住宅課住宅対策室	2	2		
18	高校改革・特別支援教育課	2			2
	合 計	89	48	9	20
					6
					21

情報連携の状況



情報連携未開始事務の今後の予定



平成30年中に開始 1事務

(2) 情報連携による情報照会の状況等

平成29年7月の情報連携開始から11月末における他の地方公共団体等に対する情報照会の件数は、140件であった。

これは、利用事務に係る申請書の審査件数等からすると非常に少なく、利用事務として規定されたながら情報連携の予定のない事務、国レベルで試行運用を延長している事務、本格運用を県レベルで保留している事務等があり、多くの事務において、従前の紙ベースによる事務処理が行われていることによる。

(3) 特定個人情報を取り扱う区域の管理状況

要領では、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、措置を講じることとされている。

昨年度の監査において、7事務で措置が講じられていなかったが、今年度の監査では、要領に例示されている措置の他、所属内の配置状況に応じて、個人番号欄に目隠しシールを貼付した上で作業を行うなどの措置が講じられていた。

要領に例示されている措置		要領に例示されていない措置以外の措置				
間仕切り等の設置	往來の少ない場所へ端末設置	背後から画面が見えない場所へ端末設置	個人番号欄に目隠しシールを貼付	スクリーンセパレートの起動	人の少ない時間帯に(端末画面で)フリック-貼付	その他
5	31	22	8	5	4	3
						15

(延べ事務数)

(4) 特定個人情報を含む書類の決裁の状況

通知では、「文書管理システムによる決裁に当たり、特定個人情報を含む文書を添付する必要がある場合は、『紙文書』として添付し、『紙決裁』又は『併用決裁』とする。その際には、起案に添付された特定個人情報の紛失等がないように、持ち回りの決裁を行うなど、十分に注意する。」とされている。

昨年度の監査において、13事務で持ち回りによる決裁が行われていなかったが、今年度の監査では、特定個人情報を含む紙文書を添付しているすべての事務で、持ち回り決裁を行い、十分に注意が払われていた。

(5) 利用事務の取扱所属からの意見の概要

- 利用事務の取扱所属から、次のとおり意見・要望があった。
 - 情報連携業務の準備が全国的に不十分(一部連携未実施等) などところがあるにもかかわらず、本格運用が開始されている点が不安
 - 利用事務の所管所属からの通知や説明会が不十分
 - 制度の運用方法にあまりない部分が多く、取扱いについて不透明な部分が多い。
 - 大量の書類を長期に保存(30年)しなければならず、情報漏えいの危険性が高いことへの不安

2 関係事務における特定個人情報の取扱いについて

(1) 事務取扱担当者等の明確化及び指定の状況

ガイドラインでは、「地方公共団体等は、個人番号及び特定個人情報(以下このガイドラインにおいて「特定個人情報等」という。)の取扱いを検討するに当たって、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報の範囲を明確にした上で、特定

- 個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にしておく必要がある。」とされているが、次のとおり不適切な取扱いがあった。
- ・特定個人情報の範囲や事務取扱担当者の明確化に係る書類が作成されていないかつた。
 - ・個人番号を取り扱う事務の範囲が明確に定められていなかった。
 - ・一部の事務について、事務取扱担当者が定められていなかった。
- 1 所屬
1 所屬
7 所屬

(2) 個人番号取得時の手続状況

① 利用目的の明示

山梨県個人情報保護条例第6条では、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならぬとされているが、すべての所属において、個人情報の取得に際して、その利用目的を明示していた。

② 本人確認・番号確認

番号利用法第16条では、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号及びその者が個人番号で識別される本人であることを確認しなければならずとされていることから、審議会の委員等の源泉徴収に係る個人番号の取得に当たっては、利用目的を明示した書面に個人番号の記載を求め、確認事項を記録して手続を行っているが、次のとおり不適切な取扱いがあった。

- ・個人番号がその者に係るものであることを確認した書類が記録されていないものがあつた。
- ・個人番号がその者に係るものであることを確認した年月日・確認者が記録されていないものがあつた。

1 0 所屬
1 2 所屬

(3) 特定個人情報管理簿の記録状況

要領では、保護責任者は、特定個人情報の提供や廃棄の状況等を記録した特定個人情報管理簿（以下「管理簿」という。）を整備することとされているが、次のとおり不適切な取扱いがあつた。

- ・管理簿が整備されていなかった。
- ・特定個人情報取得したことが記録されていないものがあつた。
- ・特定個人情報を他機関へ提供したことが記録されていないものがあつた。

1 所屬
8 所屬
1 4 所屬

(4) 個人番号が記載された書類の保管状況

ガイドラインでは、特定個人情報を取り扱う書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置として、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等へ保管するとされているが、特定個人情報を含む決裁文書が、1 0 所屬で施錠されずに保管されていた。

(5) 一般の事務における特定個人情報の添付等

関係事務ではない一般の決裁文書には、特定個人情報が記載されている書類を添付してはならないが、5 所屬で添付されていた。

(6) 関係事務の取扱所属からの意見の概要

- 関係事務の取扱所属から、次のとおり意見・要望があつた。
- ・事務全体の取扱いが整理された統一的なマニュアルの作成
 - ・系統だった事務フロー等の提示
 - ・事務の取扱いについてのQ&Aの充実
 - ・施錠可能な保管場所の確保

3 監査の結果に基づく意見

(1) 利用事務について

マイナンバー制度については、国において導入スケジュールの変更等を重ねながらも平成28年1月に利用が開始され、2年が経過した。

今回の監査において、事務処理の体制や特定個人情報の取扱いといった点については、要領等に基づき概ね適正に処理されており、情報管理についても問題は見受けられなかった。また、情報連携においては、ICカードとID・パスワードによるアクセス制御を行い、県が提供する特定個人情報のシステムへの登録作業についても、適切な安全管理措置のもと進められていた。

その一方で、マイナンバー制度では、各種手続の際に、マイナンバーを申請書等に記入することにより、住民票や課税証明書等の提出書類を省略することができるようになる点がメリットの1つとされているが、情報連携開始後においても、マイナンバー制度が十分に活用されておらず、従前の紙ベースによる事務処理が行われている実態が明らかとなった。

マイナンバーに係る制度所管所属及び利用事務の所管所属におかれては、制度の効果性が最大限に発揮され、県民が十分にその恩恵を受けることができ、更に行政運営の効率化に資するよう、現場の事務担当者の考え方を踏まえて、課題・問題点等の正確な把握に努めるとともに、必要に応じて国との協議を行うなど、制度本来の運用に向けて精力的に取り組まれない。

また、平成30年1月末時点において、情報連携の本格運用が開始された事務に関する情報は、県のホームページに何も掲載されていない。県民にマイナンバー制度の活用を促し、提出書類の作成、添付等の負担軽減を図るためにも、マイナンバー制度に係る最新の情報については、県民に的確に周知を図らねばならない。

(2) 関係事務について

関係事務は、税務署、ハローワーク等の機関において事務処理に利用するマイナンバーを、給与支払者等として県が取得し、書面等により提出する事務であるが、今回の監査において、マイナンバーを取得しながら管理簿への記録が漏れている事案、厳重な保管を要する特定個人情報が施錠されずに保管されている事案、一般の決裁文書にマイナンバーが記載された書類の写しが添付されている事案が認められた。

各保護責任者におかれては、特定個人情報の紛失や漏えい等がないよう、特定個人情報取扱い状況を定期又は随時に確認し、適正な管理に努められたい。

また、平成28年度及び29年度に、職員ポータルによるマイナンバー制度の研修を実施しているが、人事異動により新たに給与事務等の担当者となった者の中に

は、関係事務に習熟していない者もいることから、年度当初に新任者を対象とした研修等を実施するなど、制度とその運用の周知に努められたい。

さらに、関係事務の運用については、制度が開始された当初に要領等が示され、その後、通知等により追加や変更が何度か加えられ、現在に至っている。このため、事務担当者にとって、事務全体の取扱いが分かりにくい状況となっていることから、マイナンバーに係る制度所管所属におかれましては、取扱いを一体化して、系統だった事務フロー等の提示、マイナンバーの取扱いに関する分かり易いマニュアルの整備などを検討されたい。